

県都青森市における除排雪業務の改善に向けた
県の見解について（報告書）

令和8年6月5日

青 森 県

目 次

〈総 括〉	P. 1
〈個 別 項 目〉	
1. 青森市除排雪の状況と問題点	P. 2
2. 財政支援の内容と妥当性について	P. 3
3. 県の質問に対する青森市の回答とその問題点について	P. 3
4. 技術的助言に至った経緯について	P. 18
5. 技術的助言の内容と求めていること	P. 19
6. 国道（県管理）・県道の除排雪について	P. 20
7. 今後の市町村との連携についての方向性	P. 20
8. まとめ	P. 20

令和8年6月5日
青 森 県

県都青森市における除排雪業務の改善に向けた 県の見解について（報告書）

青森市の除排雪をめぐる一連の出来事については、異例とも言える県費による10億円規模の補助を実施したことも踏まえ、事実関係及び県の見解を「報告書」の形で整理しました。

<総括>

昨シーズンにおいて、市生活道路で一定期間（最大1ヶ月にもわたって）除排雪が全く実施されなかった工区が複数ある事実は極めて遺憾であり、雪国における標準的な冬季の行政サービスの水準を満たしていないと言わざるを得ません。・・・①

県としては、県都の機能回復のため、「市の生活道路除排雪を支援するための補助金」を予算計上し、そのことを業者へアナウンスすることにより、出勤の実態に見合った支払の裏付けのもと、安心して業者に動いてもらう環境を作らざるを得ず、またそのことによって一斉に市生活道路の除排雪作業が進みました。このことは、県としても現場のパトロールで確認しています。・・・②

また、工区ごとに除排雪の水準が異なることや評価が「不可」となっている業者に対しても支払が行われたことは、除排雪をめぐる不公正や不正義が結果として表出してしまったとも言えます。

その後、降雪が落ち着いた環境の中で、③青森市に対して、昨シーズンの除排雪に対する問いかけをしましたが、検証の精度が低く、納得できる回答が得られず、次のシーズンへの見通しが立たなかったことから、県としては、地方自治法に基づく④技術的助言を実施し、次のシーズンに備えるよう促すことにしました。

青森市においては、市を挙げてこのことに取り組み、次のシーズンへの備えを万全にすることを期待しています。

なお、県と青森市（各市町村）との連携について話題になることがありますが、連携というのは、道路法で定められている道路管理者である各自治体がそれぞれの管理する道路について責任を果たすことが前提です。すなわち、青森市は県の技術的助言にどのように対応するのか、しっかりと応えていただくことが必要です。・・・⑤

以下、現時点で県が課題と考えている事項や、そのことについての青森市とのやりとり等についてです。

<個別項目>

1. 青森市除排雪の状況と問題点・・・①

青森市が公開した資料（県に提出した資料）によれば、最長寒波が始まった令和8年1月20日以降、生活道路の全170工区のほとんどにおいて、指令から作業完了までに10日以上、最大で30日以上要しています。

<内訳>

- ・10日未満で作業完了したのは39工区（全体の約2割）
- ・10日以上要したのは131工区（全体の約8割）
（この内、20日以上要したのは21工区）
（この内、30日以上要したのは1工区）

ただし、この状況で全工区の9割（159工区）の評価を「良」または「可」としたことについては、市民の生活実感と大きく乖離していると考えています。

なお、「不可」とされたのは全工区の1割（11工区）のみでした。

また、市民から「除排雪が行われていない」、「ホームページ上では作業完了となっているが、私の家の前の道路は明らかに作業に入っていない、実態を見てほしい」等という多くのご要望が寄せられたことに対して、青森市側からは「全工区に指令は出している、作業中または完了している」等という回答に終始したことについても問題であると考えています。

これは、「作業→パトロール、仕上がり確認→必要に応じて再作業の指示（これを日々繰り返すこと）」といった基本的な除排雪オペレーションが機能していないことや、「今、道路状況はどうなっているのか？」といった情報を市の担当部局が正確に把握できない状況下にあったものと考えられます。

さらに、除排雪作業は「指令を発出したこと」で評価されるべきものではなく、「実際に除排雪ができていますか」で評価されるべきものです。

このような状況を踏まえ、県として、県都青森市の機能を何とか回復させようと、考えられる全ての支援策を実行してきました。

具体的には、令和8年2月2日からダンプトラック派遣、代行除雪等による青森市への応援をスタートさせたほか、

- ・危険箇所を早急に把握すること
- ・除排雪ができているかで状況判断すること
- ・一社一社に出動依頼すること

等といった具体的な助言・指導も行いましたが、その後も青森市の道路状況は依然として改善されませんでした。

これらの危機的な状況を打開するべく、2月6日に青森市から緊急支援要請を受けたことも踏まえ、生活道路の除排雪を行うための経費として見込まれた約10億円規模の財政支援を県として決めたものです。この財政支援を前提とした除排雪の実施により、2月21日までの16日間で生活道路の除排雪によりやく目途がつけました。

※青森市への支援（総括）

- ・ダンプトラック支援（2/2～2/18、延べ541台、差額支援：約5,200万円）
 - ・代行除雪（2/6～2/8、6.4km、約200万円）
 - ・技術チーム派遣（延べ16人、延べ6日・32時間）
 - ・財政支援 約9億3,000万円
- ※財政支援：合計 約9.8億円、人的支援：延べ43人、延べ167時間

2. 財政支援の内容と妥当性について・・・②

次の確認や事実をもって、県からの財政支援の執行を決定したものです。

- ・特に除排雪が遅れていた生活道路20工区について、2月18日に県が実際に完了検査（現地確認）を行ったこと。また、「手直しが必要」と判断した8工区については再作業を指示したこと。
- ・県からの財政支援の対象とした2月6日以降の作業について、市と除排雪業者との「契約書」及び「支払伝票」等を確認できたこと。
- ・県からの財政支援により、生活道路の除排雪が実際に動き出し、2月21日には一定の目途がついたという「事実」があること。

以上の確認と事実を踏まえ、青森市から4月10日付で提出された「実績報告」を「妥当」と判断し、青森市に対して5月15日付で925,628,000円の「確定通知書」を送付、5月29日付で同額の交付に至ったものです。

3. 県の質問に対する青森市の回答とその問題点について・・・③

青森市議会全員協議会（令和8年4月10日及び4月17日開催）で説明した内容及び県からの質問に対する回答を「不十分」とした理由は、総論としては次のとおりです。

- ・「行っています」、「想定外」という視点での評価になっており、「どうやったらできるか」、「しっかりできているか」という「成果」視点での評価となっていないこと。
- ・「定性的」な表現が多く、「客観的データ」も保有していないこと。
- ・「客観的データ」に基づく出勤確認や仕上がり確認等がなされていないこと。
- ・除排雪業務全体を「定量的」に把握できていないこと。定量的な把握を行って初めて「どこをどれだけ改善すると、どれだけの効果が見込まれるか」等の見える化につながり、市民の皆様へ「分かりやすい」改善策が提示可能となる。

以下、青森市からの回答（全文）と、県が不十分と判断した視点等を示します。

○4月30日 回答分

1. 工区の9割が「良」「可」とされていることは、市民の生活実感と大きく乖離している

(青森市の回答)

除排雪評価制度の評定結果について、市民の生活実感との乖離があるとする要因として考えられますことは、市の評価がシーズン全体の11月から3月にかけて、各工区で出動した6～7回分の除排雪作業内容を評価したものであることに対し、市民の皆様は、豪雪時になかなか除排雪作業が入らず、道路交通が確保できなかった時期の印象が強いため、認識に差が生じたものと考えています。

当該評価制度については、より客観性のある仕組みにする必要があると認識しており、市民の皆様にご理解いただけるよう、評価項目のうち迅速性をより重視するなど、見直しを行うこととしています。

(回答に対する県の見解)

そもそも、生活実感と評定結果に大きな乖離が生じるような評価制度は妥当なものとは言えない。シーズンを通しての評価について、「良」や「可」が全体の約9割を占めるというのは不適當と言わざるを得ない。

現時点で、評価制度の見直しの具体的な方向性が無く、不十分である。

2. 完了まで長期間要していることは契約を正しく履行していると言えるか？

(青森市の回答)

除排雪作業委託仕様書に記載する除排雪の作業時間は、市の指令に対して次の日までに仕上げる時間を定めたものではなく、事業者が作業を行う際の作業時間を定めたものであり、具体的には、バス路線は、早朝の始発バスの運行に支障とならないよう6時まで、その他路線は、通勤や通学に支障とならないよう7時までに作業することとしています。

受託事業者においては、1月20日から2月3日までの15日間において、平年値の約3倍となる261センチメートルの災害級の豪雪に対し、昼夜を問わず継続して除排雪作業を実施しており、契約書第14条の契約解除の条項と照らしても、委託作業に長時間要したことのみにをもって契約不履行とはならないものと考えております。

今冬の短期集中による降雪時においては、バス路線や排雪ルートとなる主要な幹線道路が確保されていなかったこと、国・県・市の排雪作業時期が重なったことにより市受託事業者の一時的なダンプトラック不足が発生したことなど、様々な外的要因が重なったことで作業量が低下した面もあり、長時間を要したことをもってただちに不履行であるとはいえないと考えております。

(回答に対する県の見解)

「受託事業者が、15日間、昼夜を問わず継続して除排雪作業を実施していた」とあるが、最大で30日以上除排雪作業に入らない工区もあるなど、そもそも作業すら実施していない工区や期間があったことを青森市自身が別の資料で認めていることと矛盾する内容になっている。

「正しく履行したか」という問いに正面から答えておらず、不適當である。

3. 資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか。

(青森市の回答)

毎年、シーズン終了後に事業者から作業実施状況等のヒアリング調査を行い、シーズン中の機力や作業体制の状況などを把握した上で、各工区・路線の担当事業者の見直し作業を行っています。

また、シーズン開始前の事業者の機力や人員体制については、契約締結に際し、事業者から提出される作業計画書において、使用機械の種類や台数、その検査証の写しを添付の上、作業体制などを確認し、明らかに不足している場合、実施体制について市として再確認しています。

これまでも市内各事業者が保有する機力や人員体制を勘案し、適正な作業規模となるよう各事業者の配置に努めてきており、平年並みの降雪には対応できていました。

今冬のような短期集中による降雪時の各事業者の対応状況等を踏まえ、機力・人員体制を含めた作業体制の検証を行い、より適正な配置となるよう見直しを進めます。

(回答に対する県の見解)

「平年並み」とあるが、令和6年度も豪雪であり、ダンプトラック等の応援を県から受けていることから、「令和6年度並み」の豪雪は十分に想定できたと考えられる。

また、「明らかに不足」、「平年並み」、「より適正な」など、定性的で具体性を欠いている。各工区の道路延長等から算出する定量的な資機材力や実稼働力を「正確」に把握し、確保することについての言及がなく、定量的で具体的な取組をする見直しとなるか不透明である。

4. 「不可」とした工区に支払いをする根拠

(青森市の回答)

評価結果が50点以下の不可となった事業者については、作業委託契約書に基づき、シーズン契約においては、当初契約からシーズン終了時の累計降雪量による変更は行っておりません。

また、2月6日から2月21日までについては、県の令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業費補助金交付要綱に従い、単価契約として、評価結果によらず、作業実績に応じた委託料を支払っています。

評価については、除排雪業務評価要領において、業務に手直しが生じた場合、手直し前の状態を対象として行うとしており、改善が必要な場合は、市が手直しについて指導し、最終的に作業を完了することとしています。

なお、除排雪業務評価制度は、除排雪作業水準の向上と作業の均一性を図るほか、受託者の適正な選定と指導育成など、業務実施能力の向上に資することを目的として実施しているものであり、委託料の変更には影響するものの、評価の結果によって契約を解除しようとするものではありません。

(回答に対する県の見解)

「不可」という評価に対して当初の契約額を満額支払うことの妥当性・正当性を聞いているにもかかわらず、その点についての言及がなく回答として成立していない。

県としては、青森市から4月30日に提出のあったこれらの回答について、前述の理由等による「内容不十分」との判断から、改めて市に対して以下の15項目の質問をしており、その回答は5月13日に県に提出されました。

【総括質問：3項目】

- (1) 市の回答は市議会の理解を得たものであるか教えてください。
- (2) 青森市の除排雪（作業指示→稼働場所、稼働時間→パトロール→修正指示等）の一連の流れを客観的に確認出来るデータまたは根拠の有無について教えてください。
- (3) 客観的に確認出来るデータまたは根拠が無い場合、その旨も回答して欲しい。

【4月30日の回答に対する再質問：12項目】

1. 工区の9割が「良」「可」は市民の生活実感と大きく乖離

- (1) 市の除雪の出動基準は「15センチ以上の降雪」となっている。昨冬において15センチ以上の降雪が確認された日は16日間もある。11月から3月までの5ヶ月間で6～7回しか出動していないのは明らかに少なすぎるのではないか、ここが生活実感と大きくかけ離れている部分だと思うが、それでも「認識の差」ということで良いか教えてください。
- (2) 出動指令は確かに出していたのかもしれないが、工区によっては数週間も着手できなかったことは事実である。このことは「全工区に同時着手できる資機材力を有していなかった」という理解で良いか教えてください。

2 完了まで長期間要していることが契約を正しく履行していると言えるのか

- (1) バスは毎日運行するものであるが、「作業をいつまでに終わるのかを指示していない、把握していない」ということであるなら、「バス運行をいつ再開できるか分からない」という状況が続いていたという理解で良いか教えてください。
- (2) 県からは市へ延べ500台以上のダンプトラックを支援した。青森市からの要請には全て応えたはずだが、ダンプトラック不足とは具体的にいつの期間のことか教えてください。
- (3) 「作業の完了目処を指示しない」、「作業の完了目処を把握できない」ということは、実際の資機材力を正確に把握できていなかったという理解で良いか教えてください。

3 資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか

- (1) 「平年並みの降雪」とはどのくらいか具体的な数字を教えてください。
- (2) 令和6年度も豪雪だったが、「令和6年度並みの豪雪(降雪)」は想定していなかったという理解で良いか教えてください。
- (3) 事業者から提出される作業計画(機力や作業体制)を「適正」と判断しているとのことなので、「平年並みの降雪」であった場合、各工区の作業完了目安(日数)を教えてください。
- (4) 4/21の完了検査の際、「他工区と資機材が重複しているケース」や「他路線の下請け作業に入り、本来の工区に着手できていないケース」等を確認しているが、これも「平年並みの降雪」であれば「適正」な資機材力、作業体制の範疇という理解で良いか教えてください。
- (5) シーズン前に資機材が複数工区で重複しているという事実を把握していたのかを教えてください。

4 「不可」業者へ支払いする根拠

- (1) シーズン契約書の通り、「不可」業者に増額変更しないことは当然として、「不可」業者、つまり契約書に基づく「成果」を出せなかった業者に対して当初契約額を「満額」支払うことの根拠または是非を聞いていますので、教えてください。
- (2) 「不可」とする評価基準の中に「作業状況」や「仕上がり状況」等もあるはずだが、そこに問題があるから「不可」となったのではないか。除排雪における唯一の成果とも言える「仕上がり状況」に問題があったにも関わらず、満額支払うことを問題無しとする理由を教えてください。

○5月13日 再質問に対する回答

【総括質問】

(1) 市の回答は市議会の理解を得たものであるか教えてください。

(青森市の回答)

4月30日に提出しました回答は、これまでの市議会における一般質問や予算特別委員会、雪対策特別委員会、全員協議会等において説明してきた内容や答弁を踏まえ、本市として整理した見解です。

(回答に対する県の見解)

県としては、次シーズンに向けた除排雪対応の必要性から、議決機関である市議会での議論について確認したところ、市議会の「理解を得られたか」については言及がなかった。

(2) 青森市の除排雪（作業指示→稼働場所、稼働時間→パトロール→修正指示等）の一連の流れを客観的に確認出来るデータまたは根拠の有無について教えてください。

(青森市の回答)

本市の除排雪については、青森市除排雪総合管理システムで管理しており、作業確認は、受託事業者から提出される作業日報、タコメーターチャート紙、職員による現地パトロール等により、道路状況や履行状況の確認を行い、そのデータはシステムの中に保管しています。

なお、工区の完了確認は、業者が提出する作業日報やタコメーターチャート紙、職員パトロールなどで確認しており、写真の提出は求めておりません。

(回答に対する県の見解)

手作業による「作業日報」や、実際に稼働した工区や箇所までは特定できない「タコメーターチャート」等は、客観性、正確性、適正性が担保されるものではない。

このことは、青森市が「指令は出している、作業は完了済」等としていながら、市民から「作業が開始すらされていない」等という声があったことから客観的に確認できるデータとなっていないことは明らかである。

(3) 客観的に確認出来るデータまたは根拠が無い場合、その旨も回答して欲しい。

(青森市の回答)

上記、(2) 回答のとおりです。

(回答に対する県の見解)

上記、(2) の見解と同様。

【4月30日の回答に対する再質問：12項目】

1. 工区の9割が「良」「可」は市民の生活実感と大きく乖離

(1) 市の除雪の出動基準は「15センチ以上の降雪」となっている。昨冬において15センチ以上の降雪が確認された日は16日間もある。11月から3月までの5ヶ月間で6～7回しか出動していないのは明らかに少なすぎるのではないか、ここが生活実感と大きくかけ離れている部分だと思うが、それでも「認識の差」ということで良いか教えてください。

(青森市の回答)

除雪作業は、気象情報等による降・積雪等の情報収集及び分析を行い、降・積雪状況、雪質、道路状況等を勘案しながら、幹線道路においては降雪が概ね10cm以上、その他の路線及び工区は概ね15cm以上で、かつ、交通の確保が困難と認められる場合に作業を実施することとしており、これに基づき、適切に出動指令を発出しております。

全面委託工区において、県からご指摘のあった11月から3月までの5ヵ月間で出動した6～7回とは、市が事業者に対して新規で指令を発出した回数であり、市は作業を一巡するまで連続的に指令を発出しており、事業者においても継続して作業を行っていました。(4/10 全員協議会資料 5-2 参照)

今冬は、1月中旬までは市からの出動指令に対し、概ね1日から5日で作業が一巡していたものの、1月下旬以降は作業を行った後も連日降雪が続く記録的な豪雪災害となり、除排雪作業が追い付かず、作業を一巡するまで相当の日数を要しており、道路交通に大きな影響が生じたものと認識しています。

(回答に対する県の見解)

除排雪は「指令回数」で評価するべきではなく、実際の「除排雪日数（稼働時間）」で評価するべきである。

また、作業を一巡するまでに相当の日数を要することよりも、そもそも作業を実施していない期間が長期間あったことが問題である。

これらについて、具体的な改善の見通しが無い。

(2) 出動指令は確かに出していたのかもしれないが、工区によっては数週間も着手できなかったことは事実である。このことは「全工区に同時着手できる資機材力を有していなかった」という理解で良いか教えてください。

(青森市の回答)

今冬は、1月中旬までの降雪に対しては、市からの出動指令に基づき、全工区で概ね1日から5日間で作業が一巡しており、除排雪作業は対応できていたことから、通常時の降雪に対応できる機力は有しているとの認識です。

しかしながら、1月20日から2月3日までの15日間において、平年値の約3倍となる261センチメートルの降雪を記録するなど、極めて短期間に降雪が集中した豪雪災害となり、その中で、国・県・市が同時期に排雪作業を実施したことなどにより、全体としてダンプトラックやオペレーターの需給が逼迫した状況にあり、道路交通への影響を最小限とする観点から、幹線道路やバス路線、排雪ルート等を優先しながら、各事業者において機力を集中投入し、順次作業を進めました。

本市としては、今冬の各事業者の対応状況等を踏まえ、機力・人員体制を含めた作業体制の検証や見直しを進めることとしています。

(回答に対する県の見解)

「オペレーター需給が逼迫した」ということは、オペレーターが工区間で重複し、「同時着手できる体制ではなかった」ということを示している。

また、令和8年4月21日に県が行った完成検査において、県として、「他工区と資機材が重複しているケース」や「他路線の下請け作業に入り、本来の工区に着手できていないケース」等の存在を確認しており、青森市の回答と矛盾している。

なお、県が道路除排雪を発注する際には、事業者に対して、県と市町村の人材や資機材は区別するように発注しており、県と同時期の作業であっても県発注の事業者が県との掛け持ちで青森市のオペレーターや除排雪機械を逼迫させることはない。

現時点での検証がそもそも不正確であり、正確な検証の基礎になっていない。

2 完了まで長期間要していることが契約を正しく履行していると言えるのか

- (1) バスは毎日運行するものであるが、「作業をいつまでに終わるのかを指示していない、把握していない」ということであるなら、「バス運行をいつ再開できるか分からない」という状況が続いていたという理解で良いか教えてください。

(青森市の回答)

今般、作業完了までに長期間要した道路は、全面委託工区内の生活道路であり、バス路線ではありません。

バス路線については、生活道路以外の幹線・補助幹線道路であり、交通事業者と情報共有を図りながら、除排雪作業を進めています。

(回答に対する県の見解)

事実関係の確認なので、見解としては特になし。

- (2) 県からは市へ延べ500台以上のダンプトラックを支援した。青森市からの要請には全て応えたはずだが、ダンプトラック不足とは具体的にいつの期間のことか教えてください。

(青森市の回答)

応援ダンプについては、2月2日から2月18日にかけて、10tダンプが473台、4tダンプが68台の計541台(1日平均31.8台)をご支援いただきました。

ダンプトラックが不足した時期については、短期集中による豪雪への対応が必要となり、国道や県道の排雪作業と重なった1月下旬から2月上旬頃と認識しており、当初、市が要請した台数は確保されず、2月2日から2月7日までの6日間のダンプトラックは114台(1日平均19台)でした。

(回答に対する県の見解)

そもそも、2週間にわたり500台以上ものダンプトラックの応援が必要な状況であったこと自体が問題である。県がダンプトラックのマッチング支援をスタートさせた当初、青森市からの要請内容や要請タイミング等が不明瞭であったことにより、応援側との調整が困難な状況となっていたものの、その中でも確保できた応援ダンプは全て青森市に投入(マッチング)していた。

- (3) 「作業の完了目処を指示しない」、「作業の完了目処を把握できない」ということは、実際の資機材力を正確に把握できていなかったという理解で良いか教えてください。

(青森市の回答)

作業の完了目処や機力について、シーズン前は事業者から提出される作業計画書や使用重機台数、車検証などを確認することで機力を把握しており、シーズン中は、事業者から提出される残路線図等で作業完了目処を把握しています。

今冬は1月中旬までの降雪に対しては、市からの出動指令に対して概ね1日から5日で作業が一巡しておりますが、1月下旬以降のような短期集中による降雪時は、機力や道路交通への影響を踏まえ、優先順位を付けながら順次作業を進めておりました。

(回答に対する県の見解)

市が「残路線図等で作業完了目途を把握」していたのであれば、市民の皆様からの問い合わせに対し、見通しをもって回答できたはずであり、ホームページ等で公表し、示すことができたはずである。

シーズンが終わってから、シーズン中に「できていなかったこと」を「できていたかのように」評価することは、次シーズンに向けた取組にも支障を生じさせるものである。次シーズンに向けた昨シーズンの検証（反省）の土台がないと言わざるを得ない。

3 資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか

- (1) 「平年並みの降雪」とはどのくらいか具体的な数字を教えてください。

(青森市の回答)

平年並みの降雪とは、青森地方気象台が公表する過去30年の平年値(567cm)となります。(※1月20日から2月3日までの15日間における降雪量の平年値は90cm、令和7年度は約3倍となる261cmを記録しました。)

(回答に対する県の見解)

事実関係の確認なので、見解としては特になし。

(2) 令和6年度も豪雪だったが、「令和6年度並みの豪雪（降雪）」は想定していなかったという理解で良いか教えてください。

(青森市の回答)

本市では、令和6年度の豪雪災害を踏まえ、雪対策の課題と今後の方向性を整理するため、青森市豪雪災害白書の作成や青森市除排雪検討会議を開催しており、除排雪本部体制の見直しや二段階除雪の実施など豪雪への対応を行ってきました。

令和7年度は、短期集中による記録的な降雪が発生するとともに、国・県・市の排雪時期が重なるなど、令和6年度を上回る対応が必要となりました。

本市としては、今冬のような豪雪への体制の見直しが必要であると考えています。

(回答に対する県の見解)

青森市の降雪データは以下のとおり。

- ・累積降雪量： 669cm（R6）>653cm（R7）
- ・降雪スピード： 37cm/日（R7.12.27）≒31cm/日（R7.1.2）

累計降雪量は令和6年度の方が多いことや、降雪スピードも類似している。

印象論・抽象論ではなく、客観的なデータに基づく検証なしで、次のシーズンへの見直しはできない。

また、シーズン契約に起因する長期間における除排雪の未実施区間の発生という現実から目を背けることは、次シーズンへの取組に支障を生じさせる。

(3) 事業者から提出される作業計画（機力や作業体制）を「適正」と判断しているとのことなので、「平年並みの降雪」であった場合、各工区の作業完了目安（日数）を教えてください。

(青森市の回答)

工区の規模、事業者が保有する機力等で異なりますが、事業者からの作業計画書では、平年並みの降雪に対して概ね1日から4日程度が作業完了予定日数として提出されています。

(回答に対する県の見解)

そもそも工区によっては、作業開始から完了まで最大4日かかることが市民に周知されているのか。また、そのことを市として許容しているのか。委託契約書に基づく委託仕様書の内容（原則的に朝6時又は7時まで作業を完了させること）ではなく、事業者からの提出書類が根拠になっていることは大きな問題である。

- (4) 4/21の完了検査の際、「他工区と資機材が重複しているケース」や「他路線の下請け作業に入り、本来の工区に着手できていないケース」等を確認しているが、これも「平年並みの降雪」であれば「適正」な資機材力、作業体制の範疇という理解で良いか教えてください。

(青森市の回答)

今冬においては、平年並みのみならず一昨年度並みの豪雪にも対応できる体制としており、1月中旬までの降雪に対し、事業者から提出された作業計画書のとおり、概ね1日から5日で作業が一巡しています。

(回答に対する県の見解)

事実関係の確認なので、見解としては特になし。

- (5) シーズン前に資機材が複数工区で重複しているという事実を把握していたのかを教えてください。

(青森市の回答)

シーズン前に事業者が提出する使用ダンプ届において、一部重複したダンプトラックがあったことは把握しています。

(回答に対する県の見解)

除排雪機械についての言及がなく、現時点でもそのことを把握できていないことから、次シーズンに向けた改善の基礎が無いと言わざるを得ない。

4 「不可」業者へ支払いする根拠

- (1) シーズン契約書の通り、「不可」業者に増額変更しないことは当然として、「不可」業者、つまり契約書に基づく「成果」を出せなかった業者に対して当初契約額を「満額」支払うことの根拠または是非を聞いていますので、教えてください。

(青森市の回答)

4月30日の検証項目4で回答しておりますが、評価結果が50点以下の不可となった事業者については、作業委託契約書に基づき、シーズン契約においては、シーズン終了時まで作業を遂行しても、当初契約からシーズン終了時の累計降雪量による増額変更は行っておりません。

評価については、除排雪業務評価要領において、業務に手直しが生じた場合、手直し前の状態を対象として行うとしており、改善が必要な場合は、市が手直しについて指導し、最終的に作業を完了することとしています。

なお、除排雪業務評価制度は、除排雪作業水準の向上と作業の均一性を図るほか、受託者の適正な選定と指導育成など、業務実施能力の向上に資することを目的として実施しているものであり、委託料の変更には影響するものの、評価の結果によって契約を解除しようとするものではありません。

- (2) 「不可」とする評価基準の中に「作業状況」や「仕上がり状況」等もあるはずだが、そこに問題があるから「不可」となったのではないか。除排雪における唯一の成果とも言える「仕上がり状況」に問題があったにも関わらず、満額支払うことを問題無しとする理由を教えてください。

(青森市の回答)

4(1)と同じ。

(回答に対する県の見解)

4/30付の回答「4」の繰り返しで(聞いていることへの言及がなく)、回答として成立していない。

(参考)

不可業者11社に対する支払総額は、市の公表資料によると、約1億2,000万円(120,080,862円)

4. 技術的助言に至った経緯について・・・④

青森市から、再質問を含む2度の回答を受けましたが、

- ・ 上述の理由により不十分であったこと
- ・ 今後の青森市の検証や改善検討が十分に進まないことが懸念されたこと
- ・ これ以上、質疑のやり取りをしても先に進まず、次シーズンに向けた取組に着手する必要があること

等から、地方自治法第252条の17の5の規定に基づく技術的助言に至ったものです。

青森市においては、地方自治法に基づく助言であることを重く受け止め、早期に具体的な改善策や必要な予算化等につなげ、次シーズンに備えることを期待します。

5. 技術的助言の内容と求めていくこと・・・⑤

技術的助言は、青森市における今後の検証や改善策に必須と考えた以下の6項目となります。

(1) 資機材力の現状把握・可視化

- ・全ての路線、全ての工区について、実際に稼働できる資機材及びオペレーターの実数を正確に把握すること

(2) 除排雪オペレーションの適正化

- ・契約内容を正しく踏まえた上で、全ての工区にサービスレベル（指令から完成までの目安期間、仕上がり目標等）を設定し、資機材力の配置や工区設定の見直しを行うこと
- ・排雪作業の一連の流れ（積込・運搬量、運搬距離、雪捨て場の収容量等）を可視化したうえで、サービスレベルを踏まえた適切な位置に雪捨て場を確保すること

(3) 作業実態に見合った支払い

- ・主に生活道路の除排雪に係る契約方法について、従来のシーズン契約を見直して単価契約を導入するなど、作業実態に見合った支払いに改善することで企業経営の健全化に配慮すること

(4) 管理・評価体制の見直し

- ・市の除排雪業務で使用する全車両にGPSを搭載し、作業状況等をリアルタイムで把握できるようにすること。また、車両データの自動集計により、作業日報等が常に閲覧可能な体制とすること
- ・除排雪作業前後の道路パトロールに加え、降雪状況によって変化する路面状況を把握するため、デジタル技術やSNS等を活用した情報収集体制を構築すること
- ・過年度の課題を踏まえた「パトロール基準」や「評価基準」の見直しを行うこと

(5) 危機管理体制の構築

- ・生活道路に係る情報の中には人命に関わる事案が含まれることもあり得ることから、市民からの情報が確実に把握できるような体制を構築すること

(6) 市民への情報提供

- ・作業区間毎に除排雪作業予定や完了予定について、着手・未着手等の作業進捗状況をマップ形式で公表するなど、現場の実態と合致した分かりやすい情報提供をすること

このほか、県除排雪システムへのアクセスコードを5月18日に青森市へ提供しており、県管理国道と県道の除排雪に関する全データ（青森市内分）が閲覧可能となっていることから、今後の検証に役立てていただきたいと考えています。

なお、市民の皆様最大の関心事である技術的助言に基づく青森市の検証結果や具体的な改善策についても、次の降雪期前の適切な時期に市民にわかりやすく公表するよう、青森市へ助言しています。

6. 国道（県管理）・県道の除排雪について

昨年度の県管理道路（国道・県道）における除排雪について、作業の遅れが生じた場面があったことは認識しており、県民の皆様からいただいたご意見についても真摯に受け止め、次の降雪期に向けて具体的な改善を図っていきます。

現在の作業状況をご説明しますと、県管理道路の除排雪業務については全てデータ化されており、データ分析・検証については4月末で作業が終わっています。このデータ分析・検証結果を改善策につなげていくことが「本質」であるため、現在は、エビデンスに基づく具体的な改善策の打ち出しと、具現化に向けた関係機関との調整等を進めています。

例えば、排雪基準（回数等）の見直し、DXを活用した排雪運搬ルート効率化、夜間以外（日中）における排雪隘路の解消、市町村との連携のシステム化に具体的に取り組んでいます。

これらの改善メニューの「見通し」については今夏頃を目途に、改善メニューの「実行版」については降雪期前のしかるべきタイミングで県民の皆様にご公表したいと考えています。

7. 今後の市町村との連携についての方向性

各道路管理者（市町村）が責任を持って昨冬の検証を進めていただくことが前提であり、連携の基盤になると考えています。県としては連携の準備が既に整っている市町村から、順次、県のシステムとの連携などについて進めていきます。

また、降雪エリア内において各道路管理者間で連携することにより、効果的かつ効率的な除排雪につなげていくため、県ではデジタル技術を活用した「青森ゆきみちDX」の取組や県内市町村とも連携した「青森県データ連携基盤」の構築に向けた取組も着実に進めています。

8. まとめ

昨シーズンは、スクラム除雪（1箇所）、代行除雪（1箇所）、ダンプトラックの手配（延べ541台）、生活道路の除排雪を動かすための財政支援（9.3億円）、自衛隊災害派遣要請、屋根の雪下ろし支援等で、県としては徹底して青森市の市道対策に協力したことからもお分かりいただけるように、いざとなれば協力を惜しむものではありません。

季節が進むのは早いもので、本格的な降雪シーズンが終わり早3ヶ月が経過しようとしています。次の降雪期まで半年足らずです。これからの準備が大切になります。昨年度のようなことが二度と起こらないように対応していただくことを青森市に対して改めてお願いしています。

本報告書は、青森市における、いわゆる生活道路（市道）について、長期間にわたり除排雪が実施されなかったこと、そのことによって県都（県庁所在地）としての経済活動等の機能が低下した事実を踏まえ、今後このようなことが起こらないために、連携の一環として青森市除排雪の検証の一助となることを目的としているものです。